

熱海市景観条例等施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熱海市景観条例(平成19年熱海市条例第4号。以下「条例」という。)及び景観法(平成16年法律第110号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(景観計画区域内における行為の届出)

第2条 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号。以下次条において「省令」という。)第1条第1項の届出書は、景観計画区域内行為届出書(様式第1号)によるものとする。

(景観計画区域内における行為の変更の届出)

第3条 景観法第16条第2項の規定による変更の届出は、景観計画区域内行為変更届出書(様式第2号)に、省令第1条第2項各号に掲げる図書のうち当該変更に係るものを添えてしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項に規定する図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(届出を要しない景観計画区域内における行為)

第4条 条例第9条第1項第5号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 道路(高さが1.5メートル未満の道路の附属物を含む。)の維持管理のために行う行為
- (2) 電気事業、認定電気通信事業(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。)放送事業、有線テレビジョン放送業務その他これらに類する事業の用に供する空中線系の建設等
- (3) 公園、学校等におけるぶらんこ、滑り台、鉄棒その他これらに類する施設の建設等
- (4) 規格化された型式の鉄柱、鉄筋コンクリート柱その他これらに類するもので、良好な景観の形成に支障がないと市長が認めるものの建設等(重要景観形成地区以外の区域内における行為に限る。)
- (5) 道路(私道を除く。)から容易に望見されることのない塀、垣、さくその他の囲壁(仮設のものを除く。)で囲まれた敷地内における工作物の建設等

(身分を示す証明書)

第5条 景観法第17条第8項の証明書は、様式第3号によるものとする。

(景観重要建造物の標識)

第 6 条 景観法第 2 1 条第 2 項の標識は、様式第 4 号によるものとする。

(景観重要樹木の標識)

第 7 条 景観法第 3 0 条第 2 項の標識は、様式第 5 号によるものとする。

(デザイン会議の組織)

第 8 条 条例第 1 6 条第 1 項に規定するデザイン会議の委員 (以下単に「委員」という。) は 8 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 各種関係団体の構成員
- (2) 学識経験者
- (3) 市職員
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた者

(委員の任期)

第 9 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 1 0 条 デザイン会議に会長及び副会長各 1 人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、デザイン会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 1 1 条 デザイン会議の会議 (以下単に「会議」という。) は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、その委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 1 2 条 デザイン会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第13条 会議は、これを公開する。ただし、会長又は委員の発議により、出席した委員の過半数をもって議決したときは、非公開とすることができる。

(景観アドバイザー部会)

第14条 デザイン会議は、デザイン会議の委任を受けその権限に属する事項で軽易なものを処理するため、景観アドバイザー部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、次の者をもって組織する。

- (1) 会長が指名する委員
- (2) 専門の知識及び経験を有する者のうちから市長が委嘱するもの
- (3) 市長が任命する市職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた者

3 部会は、デザイン会議の求めがあったときは、必要な事項を報告しなければならない。

4 第9条、第10条及び第12条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第15条 デザイン会議の庶務は、まちづくり担当課において処理する。

(デザイン会議の委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、デザイン会議の運営に関し必要な事項は、会長がデザイン会議に諮って定める。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年5月1日から施行する。ただし、第8条から第16条までの規定は、公布の日から施行する。

(熱海市事務分掌条例施行規則の一部改正)

2 熱海市事務分掌条例施行規則(昭和46年熱海市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第3条建設部の部まちづくり課の款土地利用対策室の項(4)中「熱海市都市景観審議会」を「熱海市景観デザイン会議」に改める。

(熱海市都市景観条例施行規則及び熱海市都市景観の形成に係る助成金交付規則の廃止)

3 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 熱海市都市景観条例施行規則（平成4年熱海市規則第8号）

(2) 熱海市都市景観の形成に係る助成金交付規則（平成4年熱海市規則第11号）

（経過措置）

4 条例附則第4項に規定する重要景観形成地区に係る行為に関する手続及び基準については、前項第1号の規定による廃止前の熱海市都市景観条例施行規則は、この規則の施行後も、条例附則第4項に規定する規則が施行される日までの間は、なおその効力を有する。

5 この規則の施行後及び委員の任期の満了後、最初に招集される会議は、第11条第1項の規定にかかわらず、市長がこれを招集し、会長が選出されるまでその議長となる。